東洋史研究
第四十六巻　第二號　昭和六十二年九月發行

戰國・秦代の軍事編成

藤田勝久

はじめに
一　戰國秦の兵制
二　秦始皇陵兵馬俑の軍隊編成
三　秦始皇陵兵馬俑の構成
四　戰國・秦代の軍事編成
おわりに

はじめに

中國古代統一國家の形成過程において郡縣制がどのようにして施行され、またそれが新しい地方統治機構としてどのような特色をもつのかということは、中國古代社會の理解にとって重要な問題である。私は先に關中開發の水利機構を手がかりとして戰國秦の郡縣制形成過程を考察し、內史―縣制という行政機構が整備されてゆくことを推定したが、郡縣制下の統治機構についてはなお多くの課題が殘されている。(1) そのうちの一つは、どのようにして農民男子の軍事編成を達成し

たのかという問題である。そこで本稿では、郡縣統治の一端を明らかにするために、戰國・秦代の軍事編成を論じてみたいとおもう。

これまで秦漢時代の兵制は難問の一つとされ、戰國時代の兵制も文獻ではあまり詳しく知ることができなかった。[2] ところが一九七五～六年に睡虎地秦墓竹簡が出土することによって、秦漢時代の軍事制度の再檢討がおこなわれ、戰國・秦代の兵制はしだいに明らかになりつつある。[3] しかしながら睡虎地秦簡の記述は斷片的であり、兵制に關してなお解明されていない點も多い。このような史料不足を補うものとして、さらに一九七四～七七年にかけて陝西省臨潼縣で秦始皇陵兵馬俑坑が發掘され、秦代の軍隊編成を具體的に考察する有力な手がかりが提供された。この秦兵馬俑の軍隊編成は、すでに袁仲一氏と曾布川寛氏とによる考察があるが、兩氏の見解は大きく異なっている。[4]

そこで本稿は、このような研究狀況から、まず戰國秦の兵制を整理して問題點を確認し、つぎに秦兵馬俑の軍隊編成の位置づけを再檢討して、それがどのように文獻史料とかかわるのかを考察してみたい。そしてこれらを前提として、戰國・秦代の郡縣制下における軍事編成を明らかにしようと試みるものである。

一　戰國秦の兵制

中國古代では春秋末から戰國時代にかけて軍制上の變化があり、從來まで貴族が軍事に參加していたのに對し、戰鬪の擴大によって庶民にまで軍役負擔が及ぶようになったといわれている。[5] 戰國秦においても、『史記』卷六秦始皇本紀末尾の獻公十年（前三七五）條に「戶籍を爲り相伍す」とあり、また孝公時に商鞅變法で農民男子の編成強化をはかったことがよく知られている。そこで近年の兵制研究の成果をふまえて、まず戰國秦の兵籍、從軍、軍功爵の問題を檢討しておこう。

第一に、戰國秦の兵籍を示す史料として、睡虎地秦簡〈編年記〉がある。[6]

（秦昭王）卌五年…十二月甲午の鷄鳴の時、喜産まれる。……今（王）元年、喜傅す。二年。三年、卷軍。八月、喜、揄史。〔四年〕□軍。十一月、喜□安陸□史。……十六年。…自ら年を占す。

〈編年記〉は、秦の大事記と墓主喜の經歴・家族の記述とみなされているが、これによると喜は昭王四十五年（前二六二）に生まれ、秦王政元年（前二四六）に「傅」とあるように、數え年十七歳で兵籍に附けられている。そこで秦の徵兵年齢は十七歳とする說があるが、[7] これには異論がある。それは『史記』秦始皇本紀十六年（前二三一）九月條に「初めて男子をして年を書かしむ」とあり、これは〈編年記〉の記事と一致することから、年齢申告による徵兵はこの年以降に始まったとみなされることによる。したがってすでに渡邊信一郎氏が指摘されるように、[8] 秦王政十六年以前の徵兵は身長制によって行なわれ、喜が十七歳で兵籍に附けられたのは、この年に一定の身長基準を越えたためと考えるほうが妥當とおもわれる。[9]

第二に、兵籍に附けられた男子は徵兵され從軍することになるが、〈編年記〉によると、喜は兵籍に附された二年後に卷の軍に從軍している。これは兵籍後すぐに徵兵することを示唆するものか、あるいはこの年の戰爭による從軍か不明であるが、徵兵の實狀がうかがえよう。[10] そこで徵兵された男子は、どこに編成されるかということがつぎに問題となる。これについて重近啓樹氏は、發兵の際に必要な秦の銅虎符が、「新郪」虎符、「杜」虎符のように縣名を記すことから、まず縣における地方軍の編成を想定されている。[11] また戰國秦では孝公十二年（前三五〇）の商鞅第二次變法で、關中地區に縣制を施行し、成人男子の掌握をはかっている。[12] したがって商鞅縣制の施行以後では、縣を單位として男子の軍事編成を行なったと考えてよかろう。

第三に、このようにして徵兵された成人男子には、軍功爵の規定が適用されている。そのもっとも早い例は、孝公三年（前三五九）の商鞅第一次變法にさかのぼり、そこでは農民男子再編にかかわる一連の規定の中で軍功爵が位置づけられている。[13] この軍功爵の機能が軍事編成にとって重要なものであり、商鞅變法以後にも實施されていることは、すでに『商

君書』境内篇や徠民篇などの傳えによって指摘されている。[14] ところがさらに睡虎地秦簡の出土によって、昭王以後から秦王政の時期まで、軍功爵が嚴格に實施され機能していることがあらためて確認された。[15] それはまず〈秦律十八種〉に軍爵律が二條あり、[16] 一條は、從軍によって爵位と賞賜を受けることを述べ、もう一條は、獲得した軍爵をもって父母や妻の奴隷身分を庶民に贖うことを述べている。また〈秦律十八種〉傳食律には、[17] 有爵の官士大夫以上、不更と（簪裊にあたる）謀人、上造以下の官佐・吏、無爵の者は、等級によって食物支給の基準が異なることが示されている。さらに〈封診式〉には奪首の項目があり、[18] 軍功において首級が重んじられたことを示している。したがって戰國秦では、商鞅爵制いらい、軍功爵が軍事編成の重要な制度として機能していたことが確認できるのである。

以上のように、戰國秦の兵籍、從軍、軍功爵について新しい知見が得られ、兵制の概略がうかがえるようになった。それは要約すると、戰國秦は他の戰國諸國と對抗するために男子の徵兵を行ない、その基準は從來の身長制にかえて、秦王政十六年に年齡制とする方策をとった。また徵兵した男子を集結する單位は、商鞅縣制の施行いらい縣がその役割を擔ったとおもわれる。そしてそのとき從軍した男子には軍功爵の規定があり、その制度は秦王政の時代までかなり嚴格に機能していたということになろう。しかしながら戰國秦の兵制には、なおつぎのような重要な問題が殘されている。

その一は、縣に集結された常備軍の軍隊編成はどのようなものであり、とくにその兵種はどのように區分されているかということである。よく知られているように、漢代の兵制では前漢末の『漢官儀』（『漢舊儀』もほぼ同文）の記載によって、衞士、材官、騎士、輕車等が軍吏身分の專門兵士か、それとも一般徵兵の兵卒かということが論爭點となっている。[19] したがってその淵源となる戰國・秦代の軍隊編成の考察においては、その兵種の區分が問題となり、漢代の兵制とどのように關連するのかということを明らかにする必要がある。

その二は、軍事編成における軍功爵の意義を明らかにすることである。そもそも戰國秦が他の戰國諸國に比べて優勢となった背景には、『韓非子』和氏篇にいうような「耕戰の士」という獨自の軍事編成にあるといわれている。[20] このような

軍事力の基盤を説明するために、たとえば守屋美都雄氏は、「秦漢の爵は本來國家が民を耕戰にはげませるために設けた褒賞であり、中央集權國家形成のための道具であった」として、軍功爵の機能を重視されているのである。(21) しかしこれに對して西嶋定生氏は、爵制に軍功の機能があることを認めつつも、その本質を新縣徙民にともなう民爵賜與に求められ、從來とは異なる視點を提示された。(22) そして新縣の里制を爵制的秩序で包攝することによって、皇帝支配が實現すると説明されたのである。しかしながら西嶋氏の見解については、すでにみてきたように軍功爵の機能が戰國末まで確認されることから再檢討の餘地があり、また今日ではその爵制的秩序形成過程の根據においてもいくつかの問題點が生じている。(23) したがってつぎに問題となるのは、「耕戰の士」を特徴とする戰國秦の軍事編成はどのようなものであり、そのとき軍功爵はどのように位置づけられるのかを明らかにすることである。

本稿は以上の二點を論ずることを目的とするが、まず前者については、秦始皇陵兵馬俑の軍隊編成を補助資料として利用したい。

秦兵馬俑坑は始皇帝陵の東側一・五キロに位置し、大半が東向きの木製戰車、陶俑、陶馬と實用青銅武器を埋藏した大型陪葬坑である。全體は一號、二號、三號俑坑に分かれ、各俑坑の內容は秦俑坑考古隊と袁仲一氏によって詳細に報告されている。(24) これまでの發掘調査によると、兵馬俑全體で戰車一〇〇餘臺、陶馬六〇〇體、各種武士俑七〇〇〇體あまりと推定され、その特徴はきわめて精巧な製陶技術と寫實性にあるといわれている。たとえば兵馬俑は等身大で製作され、兵俑の冠、甲衣、服飾、髮型、ひげなどには各々區別があるという。これらの特徴から、兵馬俑の軍陣は現實の軍隊編成を模寫したものと考えられている。そこでもし兵馬俑の軍陣が地上の秦代軍隊を反映しているとすれば、兵馬俑軍陣の構成を檢討することによって、戰國・秦代の軍事編成の特徴を知る手がかりになるのではないかと考えるのである。

二　秦始皇陵兵馬俑の軍隊編成

まず秦兵馬俑の概略を確認しておこう(25)(圖1参照)。

一號俑坑は、東西二三〇メートル、南北六二メートルでもっとも大きく、東西兩端に五條の門道がある。全體は東側が正面で、門の中には東西兩端に幅三・五メートルの長廊と、南北兩端に幅二メートルの側廊があり、その間に幅三・五メートルの九條の地下通路が東西にのびている。東西兩端の長廊には三列の輕裝の歩兵俑を主とした軍が東向きに並んでおり、西端の一列だけ後方を向いている。また南北兩端の側廊は、二列縦隊の兵俑で、外側一列が側面を向き軍陣の兩翼を構成している。中心部は東側前方に六臺の戰車と歩兵俑があり、試掘によって歩兵俑の編成が規則正しいことから、全體は戰車と歩兵から成る約六〇〇〇體の長方形の軍陣と推定されている。

二號俑坑は、一號俑坑の東端北側二〇メートルに位置し、東西兩側には三條の門道があり、門道を入れて東西一二四メートル、南北九八メートルである。全體は兵種のちがいによって四部分に分かれ、曲形軍陣を構成している。まず第Ⅰ部分は東北端で、四面に幅三・五メートルの環廊と、内部に東西四條の幅二・三メートルの地下通路がある。長廊内には立射式弩兵俑と武士俑、地下通路には蹲跪式弩兵俑があり、全體で三三四體の弩兵俑編成の軍陣を構成している。第Ⅱ部分は南半部で、東西兩側に幅三・二メートルの長廊があり、内部は東西八條の幅三・二メートルの地下通路がある。長廊には兵俑が置かれているが、地下通路はすべて戰車編成の方陣を構成しており、右前隅に駟車一乘がある。第Ⅲ部分は中央部で、西端に幅三・二メートルの側廊と、内部に三條の地下通路がある。地下通路は、戰車、歩兵、騎兵混合編成の長方形軍陣を構成している。第Ⅳ部分は北部で、西側に幅三・二メートルの側廊があり、内部には東西三條の地下通路がある。地下通路は騎兵編成の長方形軍陣を構成し、東側前方に副車二臺が配置されている。以上、二號俑坑の全體では戰車九八乘、陶車馬三六五四、陶鞍馬一一六四、武士俑九〇〇餘體と報告されている。

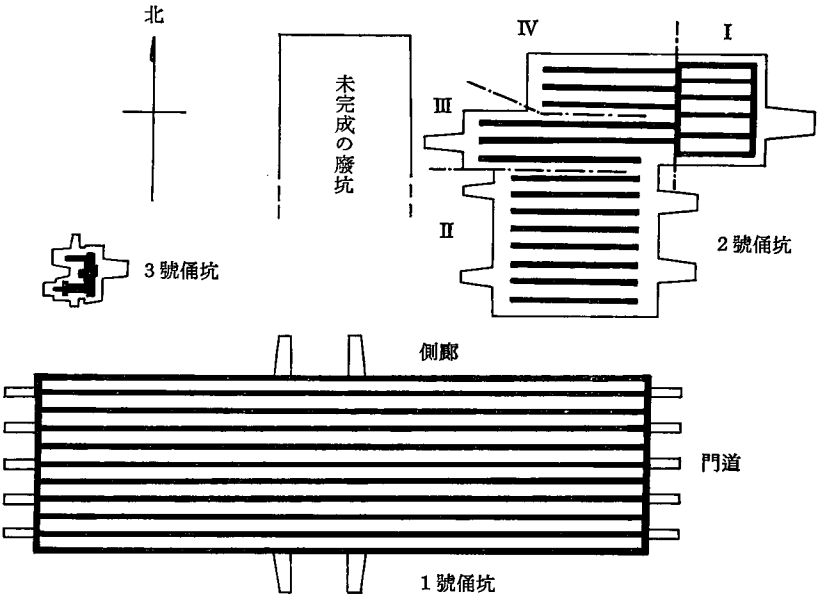

圖1　秦兵馬俑坑の概略圖

1號俑坑　長廊　歩兵俑主體の三列部隊
　　側廊　歩兵俑の兩翼部隊
　　地下通路　戰車と歩兵が交互配列の長方形軍陣
2號俑坑　第Ⅰ部分　弓弩兵俑編成の方陣
　　第Ⅱ部分　戰車編成の方陣
　　第Ⅲ部分　戰車，歩兵，騎兵混合編成の長方形軍陣
　　第Ⅳ部分　騎兵編成の長方形軍陣
3號俑坑　駟車戰車1乘，武士俑4體
　　儀仗兵俑64體

このように大規模な一號、二號俑坑に對して、三號俑坑は小規模で特殊な形狀である。俑坑は、一號俑坑の西端北側二五メートルに位置し、凹字形の軍陣で、東西一七・六メートル、南北二一・四メートルである。東側に一條の門道があり、正面中央に車馬房、その左右兩側に南北方向の長廊があって、それぞれ長廊西側に脇部屋が連接している。北の脇部屋の入口と南の長廊の北口から門楣が各一本發見され、もとは帷幕がかけられていたという。車馬房には彩色された駟車一乘と大型武士俑四體が置かれ、そのうち一體にも彩色がほどこされていた。また駟車左側地面に、車上の華蓋にあたるとおもわれる直徑四二センチの木製で髹漆の彩色された圓環があり、これは

駟車の乗員の身分が一號、二號俑坑の戰車乗員に比べて高いことを示すと考えられている。このほかに長廊と脇部屋には武士俑六四體が配列され、同時に儀仗護衛用の武器である銅殳が出土した。以上のことから、三號俑坑の軍陣は警備護衛の衛兵で、一號、二號俑坑を統帥する軍幕であろうと推測されている。

このほか二號、三號俑坑の間に、未完成の廢坑が發見されたが、ここには陶俑は置かれておらず、その用途は不明である。

それでは以上のような秦兵馬俑の軍陣は、どのような軍隊編成を示唆するのであろうか。まず兵馬俑は始皇帝陵の一連の陪葬坑であるから、その所在は京師周邊に位置している。そこで『漢書』巻一九、百官公卿表上（以下、百官表と略）によると、秦漢時代の京師周邊には、㈠郎中令に所屬する宮殿の侍衛軍、㈡衛尉に所屬する宮城内と城門の警備軍（南軍）、㈢中尉に所屬する京師の警備軍（北軍）の三種の軍隊が存在した。[26] したがって兵馬俑が實際の軍隊編成を反映しているとすれば、この三種のいずれかに該當するはずである。

これについてまず袁仲一氏は、[27] 始皇帝陵園全體の考古遺物の配置から、兵馬俑は中尉に所屬する京師の屯衛軍にあたると位置づけられた。すなわち陵墓の内部には地下宮殿があり、それを内城と外城とが圍んでいる。陵の北側・西側には寢殿や墓主の靈魂に飲食を供える官の住まいがあり、さらに城内西側には銅車馬坑と苑囿の遺跡、城外東側には廏苑を示す遺跡が存在している。したがって陵園は、始皇帝生前の地上王國をそのまま地下にもちこんだもので、城外東側に位置する兵馬俑は京師を護衛する屯衛軍であり、とくに三號俑坑は指揮部にあたる軍幕とする。ただし三號俑坑の衛兵が少人數であるのは、象徴的な意味しかもたないからであるという。また宮殿や宮門を守衛する近衛兵の軍隊は、始皇陵園の調査が終っていないので未だ發見されていないとする。袁氏は京師屯衛軍の構成として、『史記』秦始皇本紀、二世皇帝元年條にみえる郡國の材士の徵兵[28]を指摘され、兵馬俑の役割は、京師の護衛によって皇帝の權威を守らせようと意圖したと說明されている。

これに對して曾布川寛氏は、袁氏の說と異なり、圖像學的解釋から兵馬俑はすべて近衞兵で編成されていると比定された。[29] 曾布川氏は、まず身長一・七五～一・九六メートルの武士俑の體格が立派にすぎ、兵馬俑の裝備・服裝が整いすぎて裝飾過剩とみなされることから、選拔された儀仗的機能を併せもつ宮城警備の近衞兵と推測され、これらは實際の兵士をモデルに使用したと主張される。またより有力な根據として、㈠武士俑が冑を着用していないこと、㈡武將俑、軍吏俑の冠の形式は近衞兵のものであるという二點を提示され、全體をつぎのように說明された。すなわち一號俑坑は、步兵主體の大規模な近衞兵は衞士しか考えられないとして、衞士の軍隊とする。二號俑坑は、郎中令屬下の大夫、郎、謁者のうち、とくに郎の一部である郎中の軍とする。その理由は、㈠に郎中には車（戰車）、戶（步兵）、騎（騎兵）三將がおり、二號俑坑の三部隊と一致すること、㈡に郎は實質的に郎中が大半を占め、ほぼ千人の員數は二號俑坑の數と一致することなどによる。また三號俑坑は、衞尉屬下の少員數の旅賁とされ、未完の廢坑を同じく衞尉屬下の公車司馬の軍隊とすれば、秦の近衞兵は全員が等身大で表現されることになるといわれる。その兵馬俑の役割は、軍隊編成が東向きであるため、秦が滅ぼした六國の人々の靈魂の叛亂に對する防衞ではないかと考えられている。

このように秦兵馬俑の位置づけは、これまで京師を防衞する中尉の軍隊とする說と、衞尉・郎中令の近衞兵とする說とに大きく分かれている。そこで秦兵馬俑の軍陣の再檢討をする必要があるが、そのとき以下の點に留意したい。それは武士俑の體格が立派にすぎ服裝の裝飾過剩とする基準は、現在まで他に比較すべき秦代の軍隊が無いために、比定の根據にはならないということである。[30] 先述のように秦代兵制の身長制の名殘りからすれば、優秀な軍隊は身長の高い者が編成されるとしても、それをただちに所屬に結びつけることは困難であろう。したがってここでは、まず兵馬俑全體の兵種の區分という點から、どちらの說がより妥當であるかということを考察してみたい。

まず近衞兵とする說から考えてみよう。曾布川氏は兵馬俑が近衞兵である理由として、體格・裝備・服裝のほかに、㈠冑をつけないこと、㈡武將俑の一式冠は侍中が用いる鶡冠に比定され、侍中は郎中に加官される場合があること、㈢軍

吏俑などの二式冠は僕射・門吏が用いる却非冠に比定され、僕射も郎に加官される場合があること、を指摘されている。しかしながら戰國秦においても一般軍隊の中に兜を着用しない兵卒が存在しており、カブトを着用しないことでただちに近衞兵とする根據とはならないとおもわれる（後述）。また兵馬俑のような出土文物の冠の形式を文獻の名稱に比定することは困難であり、假にそれらの冠の形式が鶡鷄冠、却非冠にあたるとしても、その冠を着用する兵俑は全體の一部にすぎない。報告によると、一號俑坑で壓倒的な員數を占めるのは無冠で結髮の步兵俑であり、また二號俑坑にも無冠の兵俑が存在していた。これら無冠の兵俑もまた衞士、郎中の近衞兵とするには、なお今後の檢討が必要とおもわれる。したがって兵俑の形式からみると、以上の特徵をもってただちに近衞兵と判定することはできないと考える。

そこでつぎに兵馬俑全體の配置から、兵種の區分と近衞兵との關係を檢討してみよう。曾布川氏は、步兵主體の大規模な近衞兵は衞士しか考えられないとして、一號俑坑を衞尉屬下の衞士の軍隊に比定され、また三號俑坑を少員數の衞尉屬下の旅賁とされ、實際のモデルを模寫したものとみなされていた。そこで『漢書』百官表をみると、衞尉の屬官には公車司馬、衞士、旅賁三令丞がある。このうち衞士については、前漢景帝末までに二萬人に達し、少ないときでも一萬～一萬五千人といわれている。(31) したがってこの員數から類推すれば、一號俑坑の約六〇〇〇體の兵俑が衞士の全てであるかは、すぐには判斷しがたい。また三令丞の軍のうち、衞士が六〇〇〇人に對して、旅賁が六八人というのは、同じ衞尉屬下の軍隊としては員數があまりにもちがいすぎ、さらに未完の廢坑で衞尉の三屬官が充足されるという說明は推測の域をでないとおもわれる。

また二號坑を郎中の軍隊とされることについては、つぎのような疑問があげられる。まず百官表によると、郎中令の屬官には大夫、郎、謁者などがあり、このうち門戶を守衞する郎にはさらに議郎、中郎、侍郎、郎中が所屬している。このように郎中令屬下に多くの屬官がありながら、曾布川氏があえて郎中だけの軍隊とされたのは、㈠郎は實質的に郎中が大半を占め、その員數がほぼ千人で二號俑坑の兵俑の數とほぼ一致すること、㈡郎中には車、戶、騎三將がおり、二號俑坑

の兵種と一致することである。しかしながら郎中の軍が郎の大半を占めるとしても、郎中令屬下に多くの屬官がいたのであり、郎中の軍のみを兵馬俑として表現するということは不自然ではないだろうか。さらに三將の兵種が二號俑坑の編成と一致することについては、後述のように戰國から秦漢時代にかけて戰車、騎兵、歩兵の構成をもつのは、郎中に限らず一般軍隊においても同様なのである。以上の點から、秦兵馬俑の軍陣が近衛兵すべての模寫であるとする曾布川氏の説には疑問が殘るのである。

それでは京師を警備する中尉の軍隊とする説はどうであろうか。袁氏は陵園全體の配置から兵馬俑を位置づけられたが、その構成について郡國の材士を指摘するだけではなお根據が不十分である。そこでさらに中尉の軍隊構成を知る必要がある。まず『漢書』百官表をみると、

中尉。秦官。京師を徼循するを掌り、兩丞、侯、司馬、千人有り。

とあり、兩丞以下、侯、司馬、千人の屬官がいることがわかる。また濱口重國氏は『漢舊儀』によって、中尉の軍隊は車駕、從騎、走卒からなり、その兵士は直轄地である内史地區の番上より成り立っていたと考證されている。(32) これに加えて、漢代中尉の軍隊構成はつぎのように見えている。

(1)上、乃ち上郡・北地・隴西の車騎、巴蜀の材官及び中尉の卒三萬人を發し、皇太子の衛と爲し、霸上に軍す。(『漢書』卷一高帝紀下、十一年秋七月條)

(2)中尉の材官を發し、衛將軍に屬せしめ、長安に軍す。(『史記』卷一〇孝文本紀、三年六月條)

(3)三輔の騎士を發し、上林を大搜す。長安の城門を閉め、索す。(『漢書』卷六武帝紀、征和元年條)

つまり漢初の中尉には、卒、材官が所屬しており、三輔には騎士が存在していた。(33) したがって以上の史料を總合すれば、中尉の軍隊は材官、車駕、騎士、卒などからなる複合的な構成であることがわかり、このような構成は秦制を繼承していると考えられる。それを傍證するものとして、中尉と同じ役割をもつ戰國秦の一般軍隊の構成をみておきたい。(34) それ

はつぎのように見出せる。[35]

(1)車…騎…百人…千人。（『史記』巻六九蘇秦列傳）

(2)虎賁の士百餘萬、車千乘、騎萬匹。……士卒……（『史記』巻七〇張儀列傳）

(3)帶甲百餘萬、車千乘、騎萬匹。虎賁の士……（同右）

(4)奮擊百萬、戰車千乘。…秦卒の勇、車騎の衆……（『史記』巻七九范睢列傳、『戰國策』秦策三）

このように戰國秦の一般軍隊は、すでに戰車、騎兵、歩兵をふくむ兵種をもっている。さらに戰國秦の兵種は、睡虎地秦簡〈秦律雜抄〉にうかがえる。[36]〈秦律雜抄〉除吏律には、士吏、發弩嗇夫、駕騶という名稱があり、[37]別條に輕車、赶張・引強（弩兵）、中卒という名稱がみえている。[38]重近啓樹氏によると、[39]これらの兵士は縣に屬する常備軍と推定されているが、ここでは戰國秦の一般軍隊に發弩嗇夫や輕車、中卒などをふくむことがわかる。

以上のことから、戰國秦の一般軍隊はすでに戰車、騎兵、弩兵、歩兵の構成をもっており、そのような兵種をふくむ軍隊編成は、京師を警備する中尉の軍隊と共通するものであった。したがってこのような戰國秦いらいの軍隊構成と同様な兵種をもつ秦兵馬俑の一號、二號俑坑の軍陣は、近衛兵だけに限定する必要はなく、中尉や縣制下の一般軍隊と同じ性質と考えることができよう。しかも陵園全體の配置からみれば、陵墓の城外にある兵馬俑は、京師の中尉の軍隊を反映するとみなすほうが妥當であるとおもわれる。

このように秦兵馬俑の軍隊編成を檢討してみると、京師の一般軍隊である中尉軍を反映すると考えられるのであるが、それでは兵馬俑にはまったく近衛兵をふくまないのであろうか。あるいはまた兵馬俑の役割は、どのようなものであろうか。つづいて兵馬俑の内部構成をさらに考察してみよう。

三　秦始皇陵兵馬俑の構成

秦兵馬俑の内部構成について、袁仲一氏は兵種によって三種に分類されている。(40) 第一は戦車乗員の兵俑、第二は騎兵俑、第三は歩兵俑であり、歩兵俑はさらに甲衣・冠などの特徴によって軍吏俑と兵士俑とに區分されている。ここでは兵馬俑全體の兵種の分析につづいて、甲衣、帶冠、無冠の相違などに注意しながら、まず一號、二號兵俑の特徴を考察してみよう。

一號俑坑は、戦車と歩兵を組み合わせた長方形軍陣であった。戦車は乗員が三名で、御手は袖なしの鎧と長冠をかぶり、二名の乗員は甲衣と冠を身につけている。これに對して約六〇〇〇體といわれる歩兵俑は、帶冠か無冠かで二種に分類できる。まず軍吏俑とされている帶冠の兵俑は、

(1)前掛式の甲衣、長冠を着用する武官俑。
(2)肩鎧を着用し、長冠をかぶる披甲陶俑。
(3)戦袍を着て、長冠をかぶる武官俑。

などに區分される。一方、無冠の兵俑は、

(4)平まげで肩鎧を着用した披甲陶俑。
(5)頭の右側に髪を束ねて綰髻とした兵俑。

とに大きく分けられる。このうち一號俑坑で壓倒的に多いのは綰髻の兵俑で、全體の約八〇%を占めるといわれ、さらに甲衣によって等級がある。(41) したがって一號俑坑全體では、帶冠の戦車御手・武官俑と、多數を占める無冠の兵俑とに大別できるという特徴がある（圖2參照）。

つぎに二號俑坑は、四部分に編成されていた。第Ⅰ部分をみると、兵俑は四種に分類できる。一は後方西北隅に置かれ

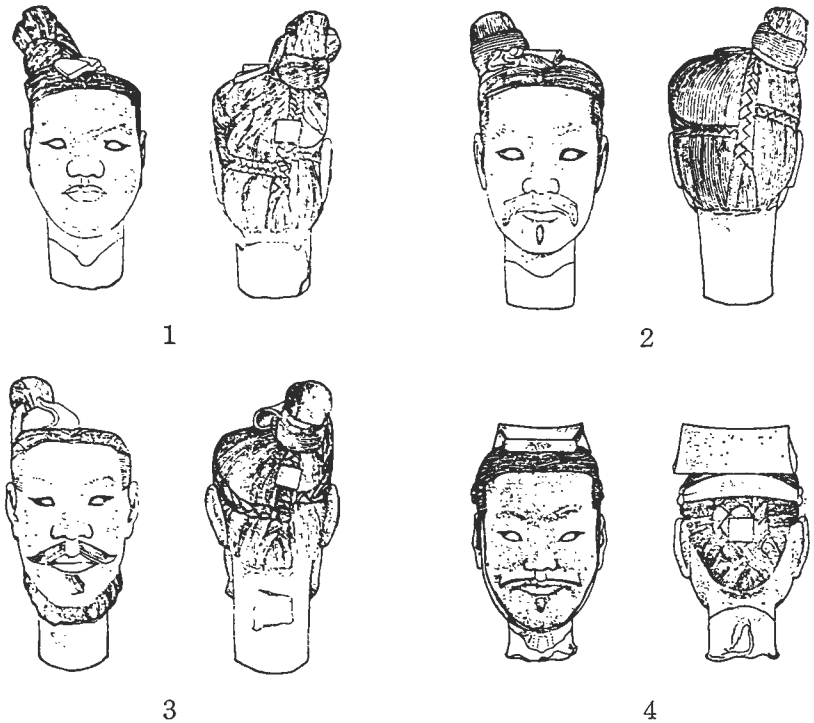

出典　始皇陵秦俑坑考古發掘隊「臨潼縣秦俑坑試掘第一號簡報」『文物』1975―11期

圖２　１號俑坑の結髪歩兵俑と帶冠俑

た二體の軍吏俑で、一體は魚鱗甲と雙卷尾長冠を着用した將軍俑、もう一體は魚鱗甲と單卷尾長冠を着用した軍吏俑であり、兩者は身分がほぼ同じく方陣を統率する俑と考えられている。二に中心部の蹲跪式持弓俑は、無冠であるが、頭髪は右側に大きく髻を作り、肩鎧を着用し帶劍することで一般結髻の歩兵俑とは區別されている。この帶劍は、『史記』卷五秦本紀、簡公六年（前四〇九）條に「吏をして初めて帶劍せしむ」とあるように、吏の身分を示すと考えられる。したがって蹲跪俑もまた一般歩兵と異なることがわかる。また回廊の兵俑は、三に鎧を着用し長兵を持つ武士俑と、四に戰袍で結髻の立射式兵俑とに分けられる。つまり第Ⅰ部分の構成は、軍吏にあたる帶冠の統率俑・帶劍の蹲跪俑と、無冠の一般兵士俑とに區分することができるので

ある。

第Ⅱ部分の戰車編成では、各戰車に御手一人と甲士二人が配置されている。御手俑は手の甲までおおう裾の長い銅鎧を着用し、長冠をかぶっている。これに對して左右兩側の甲士俑は鎧を着用し、頭髮を束ねた結髮に帽子をかぶっており、御手より低い身分を示すという。また車陣右前隅にある駟車一乘は、車陣の前驅車の役割をもつのではないかと推測されている。したがって第Ⅱ部分の戰車御手俑は、少なくとも帶冠であることによって、一般綰髻の兵俑とは異なる身分を示すと考えられる。

第Ⅲ部分は、戰車、步兵、騎兵の混合編成であった。一般戰車の乘員は、長冠をかぶる御手俑と甲士二人であるが、御手は第Ⅱ部分の戰車御手とは少し異なる袖なしの輕裝の鎧を着用している。騎兵俑は、騎射に適した袖なし形の短甲を着用し、頭に平髻をつつむ騎兵特有の半球狀の帽子をかぶっている。この帽子は實戰に卽した形狀であろうが、明らかに一般步兵の綰髻の髮型とは區別されており、冠の役割をもつ帽子ではないかと考えられる。(42) したがって第Ⅲ部分の構成では、一般步兵俑と區別される存在として、帶冠の戰車御手と半球帽の騎兵俑があげられる。

第Ⅳ部分の騎兵俑の特徵は、第Ⅲ部分の騎兵俑と同樣である。ただ騎兵陣の前方に副車二臺があり、この副車は騎兵統帥の左車ではないかと推定されている。副車の乘員は二名で、御手は袖なしの長甲と長冠を着用し、車右の甲士俑は長冠をかぶっている。

以上のように一號、二號兵俑の構成をみると、つぎのような特徵が見出せる。

第一の特徵は、各部分には統率用の戰車あるいは統率者とおもわれる武官俑が配置されていることである。たとえば一號俑坑では、東側に戰車が配列され、また前掛式甲衣の武官俑などが存在した。二號俑坑では、第Ⅰ部分に二體の武官俑、第Ⅱ部分に駟車一乘、第Ⅲ部分に戰車、第Ⅳ部分に副車二臺が配置されていた。したがって一號、二號俑坑は、全體として曲形陣を構成していながら、各部分にはそれぞれ統率者をふくむことがわかる。

第二の特徴は、兵俑の甲衣・冠などによって、帶冠とそれに準ずる兵俑と、無冠で綰髻の一般歩兵俑とに大別できることで、それぞれさらにいくつかの等級に區分されることが想定されていた。そのうち軍吏俑とみなされるのは、冠を着用する戰車御手俑、將軍俑、軍吏俑であり、(43) これに準ずる身分の俑として帶劍した蹲跪弩兵俑、帽子着用の騎兵俑があげられる。これに對して多數を占める一般歩兵俑は、無冠で頭髮を右側に束ねて結髮とすることが特徴である。したがって帶冠や帶劍、帽子の俑と區別される歩兵俑の結髮は、單なるファッションではなく、軍隊編成における何らかの身分を示しているのではないかと考えられる。

それでは一般歩兵俑の結髮は、どのような身分を示唆するのであろうか。まず『史記』卷七〇張儀列傳によると、戰國秦の軍隊についてつぎのように述べている。

秦は帶甲百餘萬、車千乘、騎萬匹なり。虎賁の士、跿跔科頭、貫頤奮戟の者は、勝げて計うべからざるに至る。

ここでいう「科頭」とは、裴駰集解によると「科頭。謂不著兜鍪入敵」とあり、兜をつけないことと解している。また『後漢書』東夷傳第七五の「魁頭露紒」に附された注では、「魁頭。猶科頭也。謂以髮縈繞成科結也」とあり、頭髮を束ねて科結とすることと解釋している。したがって後世の注に從えば、少なくとも兜を着用しないか、あるいは頭髮を束ねた多數の兵とみなすことができよう。さらに漢代の史料であるが、『漢書』卷四三陸賈傳に「魁結」とあり、後漢の服虔注は「魁音椎。今兵士椎頭髻也」といい、顏師古注では「結讀曰髻。椎髻者一撮之髻。其形如椎」という。つまり椎髻という結髮は、漢代兵士の髮型だというのである。

以上のことから、戰國秦と漢代の兵に結髮の者がいたことがわかり、その結髮の兵という共通點から、秦兵馬俑の一般歩兵俑の結髮の意味は、軍吏とは異なる一般兵士の髮型を示唆するのではないかと想定するのである。

ところが結髮については、兵士の髮型のほかにつぎのような記事が注目される。それは睡虎地秦簡〈封診式〉賊死の項に、殺された結髮の男子の檢死が報告されている。(44) すなわち某亭の求盜甲の報告によると、男子は「結髮」で、令吏某の

爰書では、

男子は丁壯、析色、長七尺一寸、髮の長さ二尺。

とある。このことから戰國秦の某亭の管轄範圍において、二尺の髮を編んで結髮とした丁壯の男子が存在していたことがわかる。さらにこの結髮が一般男子において單なるファッションではなく、重要な意味をもつことを推測させる史料がある。すなわち睡虎地秦簡〈法律答問〉四五四簡、一八七頁に、

士五甲、鬬い、劒を拔きて伐ち、人の髮結を斬る。何にか論ぜん。當に完して城旦と爲すべし。

とあり、人の結髮を切ると罰せられている。したがって秦における結髮は、一般男子の身分を示すとともに、單なるファッションをこえて、男子の身分に關する重要な意味をもっていたことが推定できるのである。(45)

このように秦兵馬俑にみえる多數の無冠で結髮の兵俑の意味を考えてみると、まず戰國秦から漢代の一般兵士の髮型と共通點をもち、また結髮という點では秦の一般男子も同樣であることが知られる。この兩者がただちに同樣な意味をもつかどうかは不明であるが、秦兵馬俑において無冠の兵俑が軍吏俑もしくはそれに準ずる俑と明確に區別されていたことを考慮すれば、この結髮の兵俑は同じ特徵をもつ一般徵兵の男子を反映しているのではないかと考える。もしこの假定が正しいとすれば、秦兵馬俑の一號、二號俑坑の軍陣は內部構成の特徵においても、軍吏と一般徵兵とをふくむ一般軍隊を反映していることになるのである。しかしながらこれを結論するためには、さらに兵馬俑の役割について考察しておかなくてはならない。その手がかりとして、殘る三號俑坑の構成を檢討してみよう。

三號俑坑は、すでにみてきたように駟車戰車一乘、武士俑六八體の小規模な軍陣であった。そのため袁仲一氏は、一號、二號兵俑の指揮部にあたると考えられたのであるが、一號、二號の各部分にはそれぞれ統率者が配置されており、これに對して三號俑坑を全體の指揮部とするにはあまりにも小さすぎよう。そこでもう一つの特徵に注目すれば、三號俑坑の駟車は一般戰車よりも高い身分を示し、また武士俑は儀仗護衞の役割をもつとみなされていた。したがって三號俑坑

は、一號、二號俑坑の戰鬪軍團とは少し性格が異なり、曾布川氏の主張されるような護衛の兵俑とする可能性がある。それでは三號俑坑の少數の兵俑は、この位置にあって何を護衛しようとしているのであろうか。もう一度、始皇帝陵園全體の配置を考えてみよう。

まず始皇帝陵園の西側には、二分の一のスケールと秦兵馬俑に比べて小さいが、銅車馬と御者が配置されていた。(46) その銅車馬坑の役割は、楊寛氏によると、(47) 皇帝の靈魂が先君の廟に巡行するために用意されたものと考えられている。そこで陵墓西側に皇帝が巡行するために設けられたのが銅車馬坑という特徴に注目すれば、陵墓東側に設けられた兵馬俑は、東方に皇帝が巡行するために用意されたと推測することもできよう。しかも宗廟への巡行から類推すれば、その巡行はある程度恒常的で、また廟への巡行よりはるかに巨大な巡行ということになる。そこでこのような條件をみたす巡行として、私は始皇帝の天下巡遊のために用意された陪葬坑が兵馬俑であり、三號俑坑の儀仗兵が待機して護衛しようとしている對象は、始皇帝その人ではないかと考えるのである。

始皇帝の天下巡遊に際して、どのような行列で行進したかはよくわからない。わずかに『史記』巻五五留侯世家に、皇帝を博浪沙で狙撃したとき、誤って「副車」に當ったとあり、(48) 『史記』巻八七李斯列傳に、三十七年十月の最後の巡遊に丞相李斯と中車府令の趙高がつき從い、死後は「轀輬車」に乘せて歸還したことがみえている。(49) この中車府令について『漢書』百官表をみると、太僕の屬官に「車府令」があり、したがって太僕の屬官であると考えられる。そこでさらに陵園東側の上焦村一帶で發見された馬廏坑に注目すると、俑坑は兵馬俑坑と同じく東側を向き、ここから「宮廏」「中廏」「左廏」「大廏」「三廏」などの文字を刻む陶器が出土している。(50) これは同じく百官表によると、太僕屬下に「大廏令」があり、太僕に屬する廏苑ではないかといわれている。したがって陵園全體の配置から、外城東門の東側に、始皇帝の天下巡遊にかかわる太僕屬下の廏苑があり、さらに廏苑の東北部に兵馬俑の軍陣が東向きに配置されていることになる。このような特徴をみれば、兵馬俑の軍陣は城門東側の廏苑と接續して、後部の三號俑坑はとくに儀仗護衛の兵俑が待機して

いるとみなすことができよう。

また『史記』秦始皇本紀、二世元年（前二〇九）條に、

先帝、郡縣を巡行し、以て彊を示し、海内を威服す。

とあり、皇帝の威勢を示すために軍隊が附隨したことが想定できる。したがってこのように秦兵馬俑は、始皇帝の天下巡遊のために用意された軍隊と考えれば、一號、二號俑坑が帶冠と無冠の兵俑から成る戰鬪軍團であることや、三號俑坑が儀仗用の兵俑をふくむ特殊な軍陣であることが理解できるとおもわれる。そのとき全體の兵士の數量からすれば、兵馬俑の約七〇〇〇體は京師の軍隊の一部と考えられ、また軍後の兵卒をふくまないとみなされることから、一般軍隊の中でもとくに精鋭の軍隊が表現されているのではないかと想定される。(51)

要するに、秦兵馬俑の内部構成とその役割を考察してみると、それは壓倒的多數が戰鬪軍團である京師の一般軍隊、すなわち中尉の軍隊を反映しており、その役割は始皇帝の天下巡遊に備えるためではないかと推定してみた。そしてその特徴として、帶冠の軍吏俑とそれに準ずる兵俑とは、その兵種からいえば弩兵俑、騎兵俑、戰車御手俑にあたり、無冠で結髮の一般歩兵俑と區別されていた。したがって秦兵馬俑の軍隊編成が、中尉に代表される京師の一般軍隊を反映しているとすれば、前者の軍吏俑は文獻でいう材官、騎士、輕車に對應することになり、これらの兵俑は一般兵俑と異なる身分であることを示していたのである。(52)

四　戰國・秦代の軍事編成

これまで戰國秦の郡縣制下における常備軍の編成を知るために、秦兵馬俑を手がかりとして檢討してきた。そこでは秦兵馬俑は京師の一般軍隊である中尉の軍隊を反映しているとおもわれ、直接的に郡縣制下の常備軍を示すものではないが、その内部構成に共通性が認められるのではないかと考えられる。

しかしながら戰國秦の軍隊の特徴は、「耕戰の士」という特殊な形態にあるといわれ、常備軍以外の戰鬪の例がみえている。また重近啓樹氏は、戰國秦の軍隊に常備軍と臨時徵發による軍との形態があり、これらは區別すべきことを指摘されている。(53) したがって戰國・秦代の軍事編成を全體としてとらえるためには、さらに常備軍と臨時徵發との關係を明らかにしなければならない。そこでつづいて臨時徵發の形態を考えてみよう。

まず代表的な例として、『史記』卷七五白起列傳、昭王四十七年（前二六〇）條に、

秦王、趙の食道絶えるを聞き、王自ら河內に之く。民に爵各〻一級を賜い、年十五以上を發し、悉く長平に詣らしめ、趙の救及び糧食を遮絶せしむ。

とある。この記事は、長平の戰いに際して趙への救援と軍糧補給を絶つために、昭王自ら河內へ行き、年十五歲以上の者をことごとく徵發して長平に向かわせたというものである。(54) このとき十五歲をもって秦の徵兵年齡とみなす說があるが、(55) (一)この年齡は睡虎地秦簡〈編年記〉にみえる十七歲より早いこと、(二)この時期はまだ身長制によって徵兵されていたと考えられることから、兵籍以前の男子を徵發したものとおもわれる。またここでは「十五歲以上」の者をことごとく徵發したのであるから、正規の徵兵範圍を越えて徵發した事例とみなすことができよう。このように戰國秦では、常備軍以外の男子の徵發を行なっている。

これに對應して、戰國秦では反對に兵の削減を示唆する例がある。すなわち『史記』秦始皇本紀十一年（前二三六）條に、將軍王翦らが諸軍を合わせて一軍としたのちに、

軍、斗食より以下を歸し、什に二人を推して軍に從わしむ。

とある。つまりここでは合流した軍隊の八割の人員を歸し、選擇した精兵を殘すことによって兵の削減を行なっているのである。

このように戰國秦においては、臨時の男子徵發や軍隊の人員削減を行なっており、これらは常備軍とは異なる軍事編成

によるものと考えられる。それでは正規の徴兵と、臨時の徴發との關係はどのようなものであり、兩者をふくむ秦の軍事編成の特徴はどのような點に見出せるのであろうか。私はその手がかりとして、從軍に際してみられた賜爵に注目したいとおもう。

すでにみてきたように、白起列傳の記事では、臨時の徴發に際して民に各々爵一級を賜うものであった。したがってこのような賜爵では、從軍後の農民男子は爵が一ランク上がって再び軍功爵の秩序にふくまれることになり、また兵籍以前や免老の無爵の者は、賜爵によって軍功爵の秩序にふくまれることになる。しかしながら軍功爵は、これまでみてきたところでは兵籍に附けられ從軍すると軍功爵の秩序にふくまれるものであり、平時においても爵は保持されていたのであろうか。これについては、すでに西嶋定生氏が指摘されるように、(56) 平時における徙民授爵の事例や、納粟授爵の事例がある。また縣内の某里に有爵者が存在する例として、睡虎地秦簡〈封診式〉に「某里公士」「里人公士」などの名稱がみえている。(57) このことから戰國秦では平時においても農民男子に爵が保持されており、それが再び臨時の徴發によって徴兵されるときは、あらためて軍功爵の秩序に組み込まれることが想定できるのである。

このように考えれば、『史記』卷七九蔡澤列傳に、

夫れ商君、孝公の爲に權衡を平らかにし、度量を正し、輕重を調え、阡陌を決裂し、民に耕戰を敎う。是を以て兵動いて地廣く、兵休んで國富む。故に秦、天下に敵なし。

とある軍事體制の特徴と合致し、また『漢書』食貨志上にいう「耕戰の賞を急にする」ことにつながり、まさしく『韓非子』和氏篇の「耕戰の士」の特徴を表わしているとみなすことができるとおもわれる。そのとき農民男子がきたるべき國民皆兵によって軍事體制に組み込まれることを想定して平時の爵の保持が有效であるとすれば、爵にともなうもう一つの特徴である刑罰減免の恩典は、主君への軍事的奉仕に對する功勳という傳統的性格の延長として理解されるであろう。(58)

以上のように、常備軍と臨時徴發との關係は、本來兵役を終えて歸農した農民を「耕戰の士」として再び徴發する體制

であり、その兩者を結ぶものが爵制ではないかと想定してみたのである。これは從來までの兵制にはみられなかった新しい統治方式であり、これが戰國秦の郡縣制下における農民男子の軍事編成ではないかと考えるのである。

このような郡縣制下の軍事編成を史料的に確認することは、ほとんど不可能である。しかしながら秦末の農民叛亂において、その叛亂基盤は本來あるべき秦代郡縣制下の軍事編成を示唆するとみなせば、ここにこの軍事編成を具體的な事例において檢證することができる。(59)

まず陳勝・吳廣の叛亂經過をみておこう。『史記』卷四八陳涉世家によると、二世皇帝元年七月に里の閭左の謫戍を漁陽に發し、九百人が大澤鄉に駐屯したとき、陳勝・吳廣はともに屯長であった。叛亂を起こすきっかけとして二人は尉を殺し、陳勝は將軍となり、吳廣は都尉となった。そして大澤鄉を收め、(漢代沛郡の)蘄縣を攻める。つづいて銍縣、酇縣、苦縣、柘縣、譙縣を攻め、(戰國楚國の舊都である)陳縣に至るまでに、車六七百乘、騎千餘、卒數萬人の勢力になったという。したがって秦代郡縣制下には、戰車、騎兵、卒の軍隊が存在していたのであり、陳勝らはその郡縣制下の軍隊を奪取することによって、當初の叛亂基盤としていることがわかる。この陳勝の軍は、陳縣に至って少しその構成を變えている。すなわち陳縣では郡守と縣令とが不在で、守丞が防衛していたという。(60) 陳勝の軍はこれを降して陳縣に入り、そこではじめて三老・豪傑を召して計略を謀り、王位に卽いて國號を「張楚」としている。このことは陳縣に入って郡縣制下の民政系統の機構と接觸したことを示している。

要するに陳勝軍の叛亂基盤をみると、まず郡縣制下の軍隊を奪取することから出發し、當初は軍後の軍糧補給や臨時徵發の對象となる鄉里の農民男子への配慮がみられないが、陳縣に至って民政系統の機構をふくむようになったと考えられる。いまこのような陳勝軍の叛亂基盤の機構を、その背景となった場所とのかかわりにおいて示せば、つぎのようになる。

(郡)　(縣)　(鄉)　(里)
將軍——都尉——尉——屯長——戍卒
〔陳勝〕〔吳廣〕　〔數人〕〔謫戍〕

これに對して劉邦軍の叛亂基盤は異なっている。『史記』卷八高祖本紀、二世元年條によると、叛亂のきっかけは沛の父老に帛書を射て投降を呼びかけ、沛の父老・子弟たちが沛の縣令を殺して劉邦を迎え入れたことにはじまる。そこで劉邦は推されて沛公となり、配下の少年・豪吏が沛の子弟二三千人を率いて、胡陵縣・方與縣を攻め、さらに豐縣を守衛するに至っている。したがって劉邦軍は、叛亂當初から沛縣の父老・子弟たちを掌握していたことがわかる。すなわち換言すれば、劉邦軍の叛亂基盤は當初から臨時徵發の對象となる縣制下の農民男子を配下に組み込んでいるのである。そしてすでに守屋美都雄氏が指摘されるように、(61) 劉邦軍と父老たちとの接觸はその後もつづいている。たとえば漢元年（前二〇六）に咸陽に入ったとき、劉邦は諸縣の父老・豪傑を招き法三章を約している。また翌二年には關外の父老を撫順して還り、四年（前二〇三）には櫟陽に至って父老を存問して置酒していることなどは、その一例である。したがってこのような劉邦と父老・豪傑との接觸は、劉邦軍が郡縣制下の軍事系統の掌握だけではなく、叛亂の當初から縣制下の軍糧補給と臨時徵發の對象となる農民男子を組み込む意圖を示唆しているのである。(62)

このように秦末の叛亂基盤をみると、當初の陳勝軍は郡縣制下の軍隊編成を示しており、當初の劉邦軍は縣制下の農民男子の軍事編成を示していると考えられる。したがって以上のことから、戰國・秦代では正規の徵兵と臨時徵發とによる軍事編成が行なわれており、その兩者の軍事編成は秦末郡縣制下の叛亂においても機能していることが檢證できるのである。(63) そしてそのときこの兩者を結ぶものが、秦においてとくに重んじられたという爵であり、(64) 爵制的秩序はこのような戰國・秦の軍事編成と一致するのではないかと考える。このように想定すれば、戰國末まで軍功爵が重視され、平時の縣制下において農民男子が爵を保持していることが説明でき、さらには秦國の特殊な軍事編成に合致するとおもわれる。(65)

おわりに

中國古代の郡縣統治の一端を明らかにするために、本稿では睡虎地秦簡、秦始皇陵兵馬俑の軍陣を手がかりとして、戰

國・秦代の軍事編成を考察した。要約すると、まず戰國秦の常備軍は徵兵された農民男子をふくみ、商鞅縣制いらいは縣を單位として構成されていたとおもわれる。そのとき從軍した農民男子には軍功爵の規定が設けられており、その機能が戰國末まで重視されたことは睡虎地秦簡によって確認することができる。そこで問題となるのは、第一に縣制下の常備軍の軍隊編成はどのようなものであり、第二に常備軍をふくむ戰國・秦代の軍事編成の特徵はどのようなものかということであった。

第一の郡縣制下の常備軍の編成については、秦始皇陵兵馬俑の軍陣から類推しうる。すなわち秦兵馬俑の位置づけは、袁仲一氏の說を修正して、一號、二號俑坑は京師の一般軍隊である中尉の軍隊を反映し、三號俑坑は始皇陵城門東側の太僕屬下の廄苑と接續して、始皇帝の天下巡遊に備える儀仗護衞の役割をもつのではないかと想定した。そのとき注目されることは、兵馬俑軍陣の內部構成が大きく二つに區別されていることである。一つは軍吏とそれに準ずるとおもわれる戰車御手俑、武官俑、騎兵俑、蹲跪弩兵俑で、帶冠、帶劍などで他の步兵俑と區別されていることが特徵である。もう一つは一般步兵俑で、その特徵は無冠で髮を頭の右側に束ねた結髮という點にある。秦兵馬俑の軍陣が中尉の軍隊を反映するのであれば、前者は材官、騎士、輕車にあたることになり、後者は卒と呼ばれる一般徵兵の男子を指すことになる。このように秦兵馬俑は直接的に郡縣制下の軍隊編成を示すものではないが、內史地區の一般戰鬪軍隊という點において縣制下の軍隊と同じ性格をもっており、郡縣制下の軍隊編成を類推しうるとおもわれる。

第二に戰國・秦代の軍事編成の特徵については、常備軍と臨時徵發との關係に注目して考察した。その結果、臨時徵發に賜爵の記事があることから、きたるべき國民皆兵を想定して、從軍時と歸農後とに爵制的秩序が機能しているのではないかと推定した。このように考えれば、戰國末まで軍功爵が重視され、また平時においても農民男子に爵位が保持されていることが理解されるとおもう。さらにこのような臨時徵發の農民男子を危急の際の戰鬪力として位置づけていることは、戰國秦の「耕戰の士」という軍事編成とも合致すると考える。したがって戰國・秦代の郡縣制下では、軍功爵の秩序

によってその軍事編成を達成していたことになる。

以上が本稿の要旨であるが、郡縣制下の統治機構については注意しておくべきことがある。その一は、京師地區における内史と中尉との關係である。『漢書』百官表によると、内史は京師地區の民を治め、中尉は京師地區の治安維持を擔當しており、これはちょうど秦漢郡縣における太守と都尉の關係に當る。したがって内史地區の統治機構は、民政と軍政との二系統に分かれており、その内史屬下の縣制の機構も當初は軍政的性格が強いことを示している。(66) このことから戰國秦の郡縣制は、まず軍政優位のもとに統治機構があらわれ、しだいに民政機構が整えられるようになったのではないかと考えられる。

その二は、常備軍と臨時徵發との軍事編成を檢證するために秦末の叛亂基盤を考察した際、秦の本據地である關中とその近邊の郡縣制下に父老・豪傑などが存在し、かつ叛亂軍がかれらと計略を謀っていたことである。このことは前述のような農民男子の編成は軍事體制において機能するものであり、縣制下の民政には父老や豪傑を媒介とする餘地があることを示唆している。(67) したがってこのような統治方式では、軍事編成において農民男子を掌握しているとしても、戰國いらいの地方秩序は完全に自律性を失うことはなく、聚落内部の異なる階層をふくむ農民のありかたは、漢代以降にもちこされてゆくことが想定される。

このように秦代郡縣制下の統治機構については、なお殘された課題も多いが、今後は戰國秦の統一過程における統治のありかたや、地域別に郡縣の社會構造を考察することによって、中國古代社會の特質を明らかにしたいとおもう。

註

(1) 拙稿「中國古代の關中開發―郡縣制形成過程の一考察」(『佐藤博士退官記念中國水利史論叢』所收、國書刊行會、一九八四)。

(2) 秦漢時代の兵制と徭役の問題點については、拙稿「前漢の徭役勞働とその運營形態」(『中國史研究』8、一九八四)參照。

（3）于豪亮・李均明「秦簡所反映的軍事制度」（『雲夢秦簡研究』所收、中華書局、一九八一）、熊鐵基「試論秦代軍事制度」（『秦漢史論叢』第一輯、陝西人民出版社、一九八一）、重近啓樹「秦漢の兵制について―地方軍を中心として」（静岡大學人文學部『人文論集』36、一九八六）など。

（4）袁仲一「秦始皇陵東側第二・三號俑坑軍陣内容試探」（『中國考古學會第一次年會論文集一九七九』所收、文物出版社、一九八〇）、同「秦始皇陵兵馬俑」（『秦始皇陵兵馬俑』所收、文物出版社、一九八三、八重垣涛譯は『秦始皇陵兵馬俑』平凡社、一九八三）、曾布川寛「秦始皇陵と兵馬俑に關する試論」（『東方學報』京都58、一九八六）参照。

（5）春秋から戰國時代の軍制の變化については、岡崎文夫「參國伍鄙の制について」（『羽田博士頌壽記念東洋史論叢』所收、一九五〇）、楊寛『戰國史』（上海人民出版社、一九八〇）第六章など参照。

（6）睡虎地秦簡の釋文は、雲夢睡虎地秦墓編寫組『雲夢睡虎地秦墓』（文物出版社、一九八一）の卷末寫眞番號と、睡虎地秦墓竹簡整理小組編『睡虎地秦墓竹簡』（文物出版社、一九七八）の頁數を並記し、略字は注記にしたがって改めた部分がある（以下、同じ）。〈編年記〉一～四九簡、三～八頁。その史料的性格については、黄盛璋「雲夢秦簡《編年記》地理與歷史問題」（一九七七、のち『歷史地理與考古論叢』所收、齊魯書社、一九八二）参照。

（7）于豪亮・李均明前掲「秦簡所反映的軍事制度」。

（8）渡邊信一郎「呂氏春秋上農篇蠡測―秦漢時代の社會編成」（『京都府立大學學術報告』人文23、一九八一）。

（9）身長を基準とすることについて、睡虎地秦簡〈法律答問〉三七六簡、一五三頁に、

甲盜牛。盜牛時高六尺。毀一歲。復丈。高六尺七寸。問甲何論。當完城旦。

とあり、身長が一定基準を越えると刑が變わることがわかる。また男子の申告については、〈秦律雜抄〉三六〇簡、一四三頁に、

匿敖童。及占瘠不審。典・老贖耐。

とあり、典・老が關與している。さらに申告による負擔は、〈法律答問〉五三五簡、二二二頁に、

何謂匿戶及敖童弗傅。匿戶弗徭使。弗令戶賦之謂也。

とあり、徭使と戶賦であることが知られる。

（10）黄盛璋前掲「雲夢秦簡《編年記》地理與歷史問題」では、『史記』秦始皇本紀二年條に「麃公將卒攻卷。斬首三萬。」とあることから、傳籍されるとすぐに兵役義務があり、戰役が終ると歸ると考えている。

（11）重近前掲「秦漢の兵制について」参照。

（12）商鞅縣制については、拙稿前掲「中國古代の關中開發」参照。

（13）『史記』卷六八商君列傳によると、農民の負擔内容は、分異の規定から賦があること、軍功爵は兵役を前提とすること、力役免除の規定から力役義務があることがわかる。したがって商鞅第一次變法は農民男子再編の政策であり、軍功爵はこの一連の規定とともに機能していることが特徴である。

ただし爵制の起源について以下の點が注意される。一は、爵稱のいくつかは商鞅變法以前にみえている。たとえば『史記』卷一五、六國年表には厲共公、懷公、出公の時に「庶長」「左庶長」の名稱がみえ、また高敏「從雲夢秦簡看秦的賜爵制度」（『雲夢秦簡初探』所收、河南人民出版社、一九七九）、楊寬前掲『戰國史』第六章で、春秋時代に秦の爵稱がみえること、三晉、齊、燕、楚など戰國諸國においても爵秩等級の存在したことが指摘されている。二は、『史記』卷五秦本紀、孝公元年條に戰士を招き、功賞を明らかにすることがみえており、論功褒賞も商鞅以前に試みられている。したがって西嶋定生『中國古代帝國の形成と構造―二十等爵制の研究』（東京大學出版會、一九六一）一〇九～一八頁で指摘されているように、軍功爵制は商鞅の創設ではなく、それ以前の爵稱や軍功褒賞を繼承していることが明らかである。

(14) 守屋美都雄「漢代爵制の源流として見たる商鞅爵制の研究」（一九五七、のち『中國古代の家族と國家』所收、東洋史研究會、一九六八）、朱紹侯『軍功爵制試探』（上海人民出版社、一九八〇）など參照。

(15) 高敏前掲「從雲夢秦簡看秦的賜爵制度」、于豪亮・李均明前掲「秦簡所反映的軍事制度」參照。

(16) 〈秦律十八種〉二二〇～一簡、九二頁に、

從軍當以勞論及賜。未拜而死。有辠瀆耐罨其後。及瀆耐罨者。皆不得受其爵及賜。其已拜。賜未受而死及瀆耐罨者。鼠賜。　軍爵律

とあり、同二二二～三簡、九三頁に、

欲歸爵二級以免親父母爲隸臣妾者一人。及隸臣斬首爲公士。謁歸公士而免故妻隸臣一人者。許之。免以爲庶人。……軍爵

(17) 〈秦律十八種〉傳食律、二四六～七簡、一〇一頁。同二四八簡、一〇二頁。同二四九簡、一〇三頁、參照。

(18) 〈封診式〉奪首、六一一～三簡、二五六～七頁。また〈封診式〉六一四～六簡、二五七～八頁にも、首級の爭いの項目がある。

(19) 拙稿前掲「前漢の徭役勞働とその運營形態」參照。

(20) 『韓非子』和氏篇に、

商君敎秦孝公以連什伍。設告坐之過。燔詩書而明法令。塞私門之請。而遂公家之勞。禁游宦之民。而顯耕戰之士。孝公行之。主以尊安。國以富強。

(21) 守屋前掲「漢代爵制の源流として見たる商鞅爵制の研究」六二頁。

(22) 西嶋前掲『中國古代帝國の形成と構造』第四章、第五章。

(23) 籾山明「爵制論の再檢討」（『新しい歷史學のために』一七八、一九八五）では、㈠に民爵賜與は「女子百戶牛酒」「酺五日」と切り離して考察すべきとし、㈡に爵の傳統的性格は主君への軍事的奉仕に對する功勳の意味をもつため、爵制的秩序は皇帝と良民男子との間に成立する秩序であり、鄕里の社會秩序形成を必ずしも意圖したものではないと指摘されている。また新縣徙民を民爵賜與の典型とすることについて、拙稿前掲「中國古代の關中開發」では、縣制施行は舊聚落を行政的に統轄する形態で設置され、新たに開發された地域を

新縣とする場合は稀であることを論じた。したがって秦漢時代の爵制的秩序は、新縣だけでなく、舊聚落をも包攝する秩序として説明されなければならないと考える。

(24) 始皇陵秦俑坑考古發掘隊「臨潼縣秦俑坑試掘第一號簡報」(『文物』一九七五―一一期)、同「秦始皇陵東側第二號兵馬俑坑鑽探試掘簡報」(『文物』一九七八―五期)、秦俑坑考古隊「秦始皇陵東側第三號兵馬俑坑清理簡報」(『文物』一九七九―一二期)、袁仲一前掲論文。

(25) 報告は基本的に袁氏にしたがい、秦俑坑考古隊の記述を補う。なお曾布川氏は前掲論文において、將軍俑の名稱や冠の名稱に疑問を提出されているが、本稿では便宜上、考古報告の名稱にしたがい、全體の配置や兵種の區別を中心に論ずるものである。

(26) 濱口重國「前漢の南北軍に就いて」、「兩漢の中央諸軍に就いて」(『秦漢隋唐史の研究』所收、東京大學出版會、一九六六)參照。

(27) 袁仲一前掲「秦始皇陵兵馬俑」參照。

(28) 『史記』卷六秦始皇本紀、二世元年條に、

盡徵其材士五萬人爲屯衛咸陽。令敎射。狗馬禽獸。當食者多。度不足。下調郡縣。轉輸菽粟芻稾。皆令自齎糧食。咸陽三百里內。不得食其穀。

(29) 曾布川前掲「秦始皇陵と兵馬俑に關する試論」參照。なお曾布川氏の論點は多岐にわたっているが、本稿ではとくに帶冠か無冠かの兵種の區別に注目し、陵園全體での位置づけの妥當性を檢討するものである。

(30) 秦兵馬俑のほかに、楊家灣漢墓の兵馬俑(楊家灣漢墓發掘小組「咸陽楊家灣漢墓發掘簡報」『文物』一九七七―一〇期)や、徐州獅子山兵馬俑坑(徐州博物館「徐州獅子山兵馬俑坑第一次發掘簡報」『文物』一九八六―一二期)などがあり、今後比較檢討の對象となるが、秦代の一般軍隊の例ではない。

(31) 濱口前掲「兩漢の中央諸軍に就いて」參照。

(32) 濱口氏は同右論文の注7において、『北堂書鈔』卷五四執金吾(中尉)の原注に、

漢舊儀云。執金吾。車駕出。從六百騎。走六千二百人也。

とあるのを、『三國志』卷一三王朗傳、裴松之注の「執金吾從騎六百。走卒倍焉」によって修正し、中尉の構成は車駕、從騎、走卒千二百人と考證されている。

(33) このほかに中尉だけではないが、『史記』卷一〇孝文本紀、十四年冬條に、

中尉周舍爲衛將軍。郎中令張武爲車騎將軍。軍渭北。車千乘。騎卒十萬。

とあり、また『漢書』卷六武帝紀、元鼎六年冬十月條に、

發隴西・天水・安定騎士及中尉・河南・河內卒十萬人。

(34) 中尉は京師の警備を掌るとともに、內史地區の長官である內史が民政を掌るのに對して、內史地區の軍事を擔當する役割をもつ。これは郡縣における太守と都尉との關係にあたる。したがって戰國秦の戰鬪を擔う一般軍隊の構成をみれば、中尉の軍隊構成を類推することができよう。

(35) 秦の軍事力について、蘇秦は合縱を推進するために低く見

積り、張儀は連横を推進するために高く見積る傾向があるが、内容の兵種分類は戰國秦の實狀を示すと考えられる。なお戰國故事の史料的性格については、拙稿「馬王堆帛書『戰國縱横家書』の構成と性格」（『愛媛大學教養部紀要』第一九號、一九八六）參照。

（36）『睡虎地秦墓竹簡』輕裝版（文物出版社、一九七八）一二七頁、〈秦律雜抄〉の解説によると、その律文は〈秦律十八種〉とは別の秦律を拔粹した資料で、軍事關係が多いと指摘されている。

（37）〈秦律雜抄〉三三〇～一簡、一二八頁。

（38）〈秦律雜抄〉三三六～七簡、一三一頁。

（39）重近前揭「秦漢の兵制について」參照。

（40）袁仲一前揭「秦始皇陵兵馬俑」參照。

（41）前揭「臨潼縣秦俑坑試掘第一號簡報」によると、たとえば、

(1)肩鎧を着用し、帽子をかぶる兵俑。

(2)肩鎧を着用する兵俑。

(3)戰袍を着用する兵俑。

などに區分される。

（42）『續漢書』輿服志第三〇下に、

古者有冠無幘。其戴也。加首有頍。所以安物。……三代之世。法制滋彰。下至戰國。文武竝用。秦雄諸侯。仍加其武將首飾。爲絳袙。以表貴賤。其後稍稍作額題。

とある。なお冠については、王國維「胡服考」（『觀堂集林』第二二）、林巳奈夫「漢代男子のかぶりもの」（『史林』46―5、一九六三）參照。

（43）帶冠について、『漢書』卷一高帝紀下、八年春三月條に、

爵非公乘以上。毋得冠劉氏冠。

とあり、爵八等の公乘以上でなければ帶冠することができない。また西嶋前揭『中國古代帝國の形成と構造』によると、この上の爵九等の五大夫以上が官爵であり、したがって無冠は官吏でないことを示すと同時に民爵保持者であることを示すことになる。

（44）〈封診式〉賊死、六三五～四二簡、二六四～五頁に、

爰書。某亭求盜甲告曰。署中某所有賊死。結髮。不智何男子一人。來告。卽令令史某往診。令史某爰書。……男子丁壯。析色。長七尺一寸。髮長二尺。

（45）『史記』卷六秦始皇本紀二十六年條に、「更名民曰黔首」とあり、民を黔首という。これについて應劭注は「黔亦黎黑也」といい、『說文』では「秦謂民爲黔首。謂黑色」とある。また『資治通鑑』卷七、秦紀二始皇帝三十一年條の注に引く孔穎達注に「凡民以黑巾覆頭。故謂之黔首」という。さらに居延漢簡の吏卒出入簿に「黑色」という身體の特徵が記されており、この場合は髮か眼もしくは皮膚の色を指すと考えられている（永田英正「居延漢簡の集成　三」『東方學報』京都51、一九七九）。したがって黔首とは、頭髮か黑巾を意味するとおもわれる。また結髮について、『漢書』卷五四李陵傳に「兩人皆胡服椎結」とあり、匈奴も椎髻であるといい、これは胡服騎射の採用と關連があるかもしれない。結髮については、このほかに白鳥庫吉「亞細亞北族の辮髮に就い

て」（『白鳥庫吉全集』第五卷所收、岩波書店、一九七〇）參照。

（46）陝西省秦俑考古隊・秦始皇兵馬俑博物館編『秦陵二號銅車馬』（《考古與文物》編輯部出版、一九八三）參照。

（47）楊寬『中國古代陵寢制度史研究』（上海古籍出版社、一九八五）二八～三〇頁。日本版は西嶋定生監譯、尾形勇・太田有子共譯『中國皇帝陵の起源と變遷』（學生社、一九八一）。

（48）『史記』卷五五留侯世家に、

（張）良嘗學禮淮陽。東見倉海君。得力士。爲鐵椎重百二十斤。秦皇帝東游。良與客狙擊秦皇帝博浪沙中。誤中副車。

（49）『史記』卷八七李斯列傳に、

始皇三十七年十月。行出游會稽。並海上。北抵琅邪。丞相斯・中車府令趙高兼行符璽令事。皆從。……置始皇居輻輬車中。百官奏事上食如故。

（50）秦俑坑考古隊「秦始皇陵東側馬廏坑鑽探清理簡報」（『考古與文物』一九八〇―四期）、趙康民「秦始皇陵東側發現五座馬廏坑」（『考古與文物』一九八三―五期）。曾布川氏は前掲論文で、これらの馬廏坑が始皇陵の陪葬坑か疑問とされるが、兵馬俑の八〇〇メートル西側で、同じく等身大の陶俑が東向きであることから、兵馬俑と同じ性質の陪葬坑とみなしてよいのではないかと考える。

（51）すでに中尉の軍隊でみたように、高帝期に卒のみで三萬人の員數がいた。また兵俑は軍後の卒ではなく、多くは鎧を着用し、武器を手にした待機の姿勢をとることから、兵馬俑は京師の軍隊の中でも精鋭軍團を表現しているとおもわれる。また個々の兵俑の顔つきが異なることは、一人一人のモデルを寫實したとするより、各地域の人々の編成を考慮したヴァリエーションとみなすことができるのではないかと考える。

（52）拙稿前掲「前漢の徭役勞働とその運營形態」では、衛士、材官、騎士、輕車などは徭役の卒ではないことを論じたが、その後、志野敏夫「漢の衛士と饗遣故衛士儀」（早稲田大學大學院『文學研究科紀要』別冊11集、哲學・史學篇、一九八四）、大庭脩「地灣出土の騎士簡册―『材官攷』補正」（『末永先生米壽記念獻呈論文集』所收、一九八五）は、それぞれ衛士、材官・騎士等が一般徭役と區別される存在であることを再確認されている。

（53）重近前掲「秦漢の兵制について」參照。

（54）西嶋前掲『中國古代帝國の形成と構造』第五章、五一二～四頁では、「民十五以上」とは秦國全ての民とされるが、『史記』卷七三白起列傳によると、すでに秦の斥兵、奇兵二萬五千人、一軍五千騎、輕兵などの戰鬪員が出動していることから、ここでは別ルートの糧道を絶つために臨時に徵發した河內の民と考える。

（55）高敏「關于秦時服役者年齡問題的探討」（前掲『雲夢秦簡初探』所收）、楊寬前掲『戰國史』。

（56）平時における賜爵の事例は、西嶋前掲『中國古代帝國の形成と構造』に詳しい。ただし『史記』秦本紀、昭王二十一年條に、

（司馬）錯攻魏河內。魏獻安邑。秦出其人。募徙河東賜爵。赦罪人遷之。

とある例は、新たに獲得した占領地における徙民賜爵である。また同書秦始皇本紀四年條に「百姓內粟千石。拜爵一級」とある例は、天下の疫病につづく記事であるが、翌五年に魏國を攻め東郡を置く大規模な戰鬪が行なわれていれば、軍糧調達の意味も想定できよう。したがってこの二例は直接的に軍功によるものではないが、戰國秦の東方進出にかかわる軍事的背景をもつことが注目される。

(57) 〈封診式〉六一四簡、三五七頁に「公士鄭才某里」とあるほかに、「某里士伍」「某里公士」「里人士五」「里人公士」などの例がある。その爵制的秩序について、高敏前掲「從雲夢秦簡看秦的賜爵制度」では、〈封診式〉黥妾六二二～五簡、二六一～二頁に「某里五大夫乙家吏」が存在することから、高位の有爵者は社會的身分と一致するといわれるが、于豪亮・李均明前掲「秦簡所反映的軍事制度」では、㈠〈封診式〉告臣に士五甲が男子丙を臣としていること、㈡〈封診式〉群盜に公士某が家に萬錢を所有していること、㈢〈法律答問〉に上造が一羊を盜む例があることなどから、爵位と社會的身分とは必ずしも一致しないと考えている。

(58) 籾山前掲「爵制論の再檢討」參照。

(59) これまで陳勝については、影山剛「陳涉の亂について」（『福井大學學藝學部紀要』10、一九六一）、木村正雄「秦末の諸叛亂」（一九七一、のち『中國古代農民叛亂の研究』所收、東京大學出版會、一九八三）などがあり、劉邦については、西嶋定生「中國古代帝國形成の一考察—漢の高祖とその功臣」（一九四九、のち『中國古代國家と東アジア世界』所收、東京大學出版會、一九八三）、增淵龍夫「漢代における民間秩序の構造と任俠的習俗」（一九五一、のち『中國古代の社會と國家』所收、弘文堂、一九六〇）、守屋美都雄「漢の高祖集團の性格について」（一九五二、のち『中國古代の家族と國家』所收、東洋史研究會、一九六八）などで論じられている。これらの研究は、主として叛亂の出身階級と人間關係を中心に考察されているが、本稿では視點をかえて、叛亂基盤の軍隊構成に注目するものである。

(60) 陳は『史記』卷四〇楚世家、惠王十年條に「是歲也。滅陳而縣之。」とあり、馬非百『秦集史』（中華書局、一九八二）郡縣志下では、陳に守・令がいるのであるから陳郡の治所であるという譚其驤氏の說を引いている。

(61) 守屋美都雄「父老」（一九五五、のち前掲『中國古代の家族と國家』所收）參照。

(62) 『史記』卷五三蕭相國世家によると、蕭何は漢二年に關中を守り、關中の卒を興して軍糧補給をするなど、たえず軍需物資の補給に留意している。

(63) このほかに項梁・項羽の叛亂は、當初から諸侯國の軍隊編成を採用しており、陳勝・劉邦集團の郡縣制下の叛亂基盤とは異なっている。したがって戰國時代では郡縣制だけではなく、封國の役割も重要であるとおもわれ、その一端は拙稿「『史記』穰侯列傳に關する一考察」（『東方學』七一輯、一九八六）でふれている。

(64) 『商君書』徠民篇。なおその考證については、好並隆司「商君書徠民篇釋讀」(『岡山大學文學部紀要』四四號、一九八三)がある。

(65) 拙稿前掲「前漢の徭役勞働とその運營形態」では、兵役後に歸農する民と、專門兵士とに分かれ、その徭役の體系はつぎのようになると推定した。

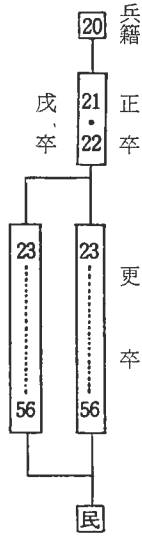

もしこの假説が正しいとすれば、本稿で論じた秦代の農民編成は、前漢にもうけつがれていることになろう。なお前稿の徭役年齢に關する居延漢簡の利用は、尾形勇「漢代屯田制の一考察」(『史學雜誌』72―4、一九六三)、陳公柔・徐萃芳「大灣出土的西漢田卒簿籍」(『考古』一九六三―三期)で梱包番號にもとづき册書の性質が考察されてのち、今日では中國社會科學院考古研究所編『居延漢簡甲乙編』上下(中華書局、一九八〇)で出土地が明らかとなり、あらためて卒名籍の再檢討をする必要があると考えている。

(66) 拙稿前掲「中國古代の關中開發」參照。

(67) 增淵前掲「漢代における民間秩序の構造と任俠的習俗」では、父老と土豪・豪俠の維持する秩序は社會的性質が同じといわれるが、秦末・漢初では兩者の役割は區別されているようであり、東晉次「漢代における家族と鄉里」(『名古屋大學東洋史研究報告』4、一九七六)のように、父老・豪傑を區別して考察する視點が繼承されるべきであろう。

MILITARY ORGANIZATION IN THE WARRING STATES AND QIN PERIODS

FUJITA Katsuhisa

This essay examines military organization under the prefectural system in the Warring States and Qin periods. It is an attempt to clarify one aspect of the mechanism of local control in ancient China.

It can be considered that the standing army of the Warring States and Qin was formed by conscripting male agricultural workers into units based on the prefectures from the time that Lord Shang Yang (商鞅) systematized the prefectures. Since it is believed that the terracotta warriors at the tomb of Qin Shi Huang show the military forces of the capital, it can be surmised that such a standing army was composed of both officials with caps and soldiers without caps.

Furthermore, there was a provision for granting official titles to male agricultural workers for outstanding military service, and this system was important until the end of the Warring States period. This was perhaps the very system of military organization of agricultural workers (*geng zhan zhi shi* 耕戰之士) that characterized the Qin state and that tried to combine soldiers from a standing army with farmers that returned to their fields using the provision of granting titles for military service.

LOCAL SOCIETY AND THE SELECTION OF OFFICIALS IN THE LATER HAN PERIOD

HIGASHI Shinji

Previous research on the Han selection process has been done from the point of view of the central government. This essay attempts to research the system of "Local Recommendation and Selection" (*Xiangjulixuan* 鄉擧里選) that took place in the local communities of the Later